

2024年9月27日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

## 電気需給約款（高圧）変更のお知らせ

この度、2024年10月1日付けで、弊社電気需給約款(高圧)の内容を一部変更致します。主な変更内容については、別紙をご参照ください。

以上

## 新旧対照表

### 電気需給約款 高圧 新旧対照表

(赤字部分が主な変更箇所)

旧	新
<p>(表紙)</p> <p>電気需給約款 (高圧)</p> <p>2022年8月1日実施</p>	<p>(表紙)</p> <p>電気需給約款 (高圧)</p> <p>2024年10月1日実施</p>
<p>別紙1 (燃料費調整)</p>       <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所</p>	<p>別紙1 (燃料費等調整)</p> <p>お客様の供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、その地域の燃料費等調整を以下のとおりとします。</p> <p>当社は、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間における燃料費等調整単価は、請求書にて通知いたします。</p> <p>また、当社は、当社が燃料費等調整の算定方法が不適当になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費等調整について見直しを行うことがあります。</p> <p>別紙1に定める基準単価は消費税等相当額を含みます。</p> <p>1 北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>1. 燃料費等調整額の算定</p>

の1月の使用電力量に燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.1946$	$\beta = 0.0827$	$\gamma = 1.0081$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって

(2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、燃料価格 X は別表に定めるものとしま

算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

δ1 = 0.6760
-------------

δ2 = 0.3240
-------------

上記によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

<p>す。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を下回る場合  燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価 = (X - 平均燃料価格) × 2.の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を上回る場合  燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価 = (平均燃料価格 - X) × 2.の基準単価 / 1,000</p>	<p>離島平均燃料価格 = A × α</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は 119,000 円といたします。</p> <p>αの値は以下のとおりとします。</p> <p>α = 1.0000</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 燃料費等調整単価の算定</p> <p>燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。</p> <p>なお、各単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準燃料単価 ÷ 1,000</p> <p>市場調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価</p>
---	--

<p>(3) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>	<p>= (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × 離島基準単価 ÷ 1,000</p> <p>基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。</p> <p>基準燃料価格 : 51,400 円</p> <p>基準市場価格 : 12 円 24 銭</p> <p>離島基準燃料価格 : 79,300 円</p> <p>基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。</p> <p>1 キロワット時につき : 18 銭 8 厘</p> <p>基準市場単価は、以下のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき : 22 銭 9 厘</p> <p>離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。</p> <p>1 キロワット時につき : 1 厘</p> <p>(5) 燃料費等調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に応用します。</p>
--	---

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

## 2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

## 3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

および離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して、各一般送配電事業者の供給区域に応じて、以下の算式により算定される金額とします。

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

(2) 九州電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

#### 4. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

#### 5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料費調整単価算出係数等



お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料価格	基準単価
	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	X	
北海道電力 ネットワーク 株式会社	0.2860	0.0000	1.0630	27,300	22 銭 3 厘
東北電力 ネットワーク 株式会社	0.0644	0.1516	1.0739	22,800	24 銭 7 厘
東京電力 パワーグリッド 株式会社	0.1129	0.2542	0.7782	30,400	25 銭 4 厘
中部電力 パワーグリッド 株式会社	0.0157	0.2733	0.8781	31,200	25 銭 5 厘
北陸電力 送配電 株式会社	0.1115	0.0000	1.3158	16,700	21 銭 1 厘
関西電力 送配電 株式会社	0.0068	0.1698	1.1140	19,300	21 銭 3 厘
中国電力 ネットワーク	0.0891	0.0763	1.1850	19,900	26 銭 3 厘

株式会社					
四国電力 送配電 株式会社	0.1113	0.0286	1.2663	19,400	23 銭 0 厘
九州電力 送配電 株式会社	0.0023	0.0793	1.3216	18,500	18 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限り。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

別表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	係数	燃料価格	基準単価	係数	燃料価格
	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	X	
九州電力 送配電 株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	52,500	3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

## 2 東北電力ネットワーク株式会社

### 1. 燃料費等調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0259$	$\beta = 0.2563$	$\gamma = 0.8915$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\delta 1$  および  $\delta 2$  の値は以下のとおりとします。

$\delta 1 = 0.5332$
---------------------

$\delta 2 = 0.4668$
---------------------

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格 =  $A \times \alpha$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$\alpha$ の値は以下のとおりとします。

$$\alpha = 1.0000$$

#### (4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。

なお、各単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準燃料単価 ÷ 1,000

市場調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

離島ユニバーサルサービス調整単価

= (離島平均燃料価格 - 離島基準価格) × 離島基準単価 ÷ 1,000

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：83,500 円

基準市場価格：21 円 39 銭

離島基準価格：79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：19 銭 0 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：14 銭 6 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：1 厘

#### (5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
------------	--------------

<b>平均市場価格算定期間</b>	
<b>離島平均燃料価格算定期間</b>	
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

### 3 東京電力パワーグリッド株式会社

#### 1. 燃料費等調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α = 0.0048	β = 0.3759	γ = 0.6725
------------	------------	------------

## (2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta_1 + E \times \delta_2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場



価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

δ1 = 0.8288
-------------

δ2 = 0.1712
-------------

### (3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場調整単価

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準燃料単価 ÷ 1,000

市場調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 57,500 円

基準市場価格 : 11 円 22 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 17 銭 4 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 東京電力ホールディングス株式会社公表の基準市場単価に準ずる

なお、基準市場単価上限値は 33 銭 7 厘とする。

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から	毎年 7 月 21 日から	その年の請求対象月

9 月末日までの期間	10 月 20 日までの期間	「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から	毎年 8 月 21 日から	翌年の請求対象月
10 月末日までの期間	11 月 20 日までの期間	「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から	毎年 9 月 21 日から	翌年の請求対象月
11 月末日までの期間	12 月 20 日までの期間	「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から	毎年 10 月 21 日から	翌年の請求対象月
12 月末日までの期間	翌年の 1 月 20 日までの期間	「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から	毎年 11 月 21 日から	翌年の請求対象月
翌年の 1 月末日までの期間	翌年の 2 月 20 日までの期間	「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から	毎年 12 月 21 日から	翌年の請求対象月
翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 3 月 20 日までの期間	「5 月」の期間

#### 4 中部電力パワーグリッド株式会社

##### 1. 燃料費等調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨

五入します。

αおよびβの値は以下のとおりとします。

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

### (2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

また、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

$$\text{市場調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{卸市場率}$$

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 42,000 円

基準市場価格 : 19 円 37 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 19 銭 6 厘

卸市場率は、以下のとおりとします。

10.3 パーセント

#### (4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間

毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

## 5 北陸電力ネットワーク株式会社

### 1. 燃料費等調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当た

りの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α = 0.0415	β = 0.0745	γ = 1.2499
------------	------------	------------

### (2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間における北陸エリアプライスの単純平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

また、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間における北陸エリアプライスの各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場調整単価} \times 1$$

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

$$\text{市場調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

※1 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合、「市場調整単価」は零といたします。

基準燃料価格、基準市場価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格：79,800円

1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合

基準市場価格：8円00銭

1キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合

基準市場価格：32円00銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき：15銭7厘

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき：14銭9厘

#### (4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。



平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月末日までの期間	翌年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「4 月」の期間

毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「5 月」の期間
---------------------------------	---------------------------------	----------------------

## 6 関西電力送配電株式会社

### 1. 燃料費等調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0045$	$\beta = 0.1974$	$\gamma = 1.0532$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\delta 1$  および  $\delta 2$  の値は以下のとおりとします。

$\delta 1 = 0.7170$	$\delta 2 = 0.2830$
---------------------	---------------------

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場調整単価}$$

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準燃料単価 ÷ 1,000

市場調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 47,000 円

基準市場価格 : 10 円 82 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 10 銭 6 厘

基準市場単価は、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 29 銭 2 厘

#### (4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
平均市場価格算定期間	
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間

毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

## 7 中国電力ネットワーク株式会社

### 1. 燃料費等調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当た

りの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α = 0.0406	β = 0.0982	γ = 1.2015
------------	------------	------------

## (2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

δ1 = 0.1316	δ2 = 0.8684
-------------	-------------

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\alpha$  の値は以下のとおりとします。

$$\alpha = 1.0000$$

(4) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

$$\text{市場調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

離島ユニバーサルサービス調整単価

= (離島平均燃料価格 - 離島基準価格) × 離島基準単価 ÷ 1,000

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 75,400 円

基準市場価格 : 20 円 81 銭

離島基準価格 : 79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 20 銭 5 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 16 銭 2 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 1 厘

#### (5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。



なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

## 8 四国電力送配電株式会社

### 1. 燃料費等調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

**α、βおよびγの値は以下のとおりとします。**

<b>α = 0.0845</b>	<b>β = 0.0699</b>	<b>γ = 1.1962</b>
-------------------	-------------------	-------------------

## (2) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

基準燃料価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格 : **80,300 円**

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとしま

す。

1 キロワット時につき : 15 銭 4 厘

(3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

## 9 九州電力送配電株式会社

### 1. 燃料費等調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0028$	$\beta = 0.1819$	$\gamma = 1.0863$
-------------------	------------------	-------------------

#### (2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等にも

とづき、当社が決定した値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\delta 1$  および  $\delta 2$  の値は以下のとおりとします。

$\delta 1 = 0.4627$
---------------------

$\delta 2 = 0.5373$
---------------------

### (3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

αの値は以下のとおりとします。

$$\alpha = 1.0000$$

#### (4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。

なお、各単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場調整単価} \times 2 + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

$$\text{市場調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準価格}) \times \text{離島基準単価} \div 1,000$$

※2 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 6 円 00 銭以上、13 円 00 銭以下の場

合、「市場調整単価」は零といたします。

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：46,100 円

1 キロワット時あたりの平均市場価格が 6 円 00 銭を下回る場合

基準市場価格：6 円 00 銭

1 キロワット時あたりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合

基準市場価格：13 円 00 銭

離島基準価格：79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：9 銭 8 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：28 銭 4 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：3 厘

#### (5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料

費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「2 月」の期間



	毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	毎年 12 月 21 日から 翌年 1 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「3 月」の期間
	毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月末日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「4 月」の期間
	毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「5 月」の期間
<p>※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。</p> <p>※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。</p> <p>本約款において同様とします。</p>			

付則

本約款は、2022年8月1日より適用する。

2016年4月1日 制定

2017年8月1日 改定

2017年10月1日改定

2018年6月25日改定

2019年4月1日 改定

2019年10月1日改定（消費税増税に伴い改定）

2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）

2020年11月1日改定

2022年5月1日改定

2022年8月1日改定

付則

本約款は、2024年10月1日より適用する。

2016年4月1日 制定

2017年8月1日 改定

2017年10月1日改定

2018年6月25日改定

2019年4月1日 改定

2019年10月1日改定（消費税増税に伴い改定）

2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）

2020年11月1日改定

2022年5月1日改定

2022年8月1日改定

2024年10月1日改定